

郵送申請をされる際の手数料納付方法について

おつりの出ないようにお願いします

地方自治法施行令第 156 条の規定により、納付に使用できる証券は「納付金額を超えないもの」に限ります。万一差額が生じた場合でも、その分の定額小為替の返送はできませんので、ご注意ください。

指定受取人欄等について

空欄のままにしてください。

送付前にご確認ください

定額小為替の有効期間は発行の日から 6 か月です。送付前に必ず発行日を確認してください。

手数料の納付方法例

例.1

現在（電算化）戸籍（450 円）か、除籍又は改製原戸籍（750 円）のどちらか分からないとき

450 円、300 円の定額小為替を各 1 枚送付してください。現在（電算化）戸籍の発行の場合、その差額分（300 円）を返送します。

例.2

被相続人の出生から死亡までの戸籍等、枚数が不明確なとき

450 円と 750 円の定額小為替を多めに送付してください。差額分については返送します。

あるいは、定額小為替以外の申請書類を先に送付してください。証明書の種類と通数及び手数料を確定し、こちらから連絡後、手数料相当分の定額小為替を送付していただきます。※手数料到着後に証明書を発送しますので時間がかかります。

例.3

複数名の住民票を申請するとき

300 円の定額小為替を請求通数分送付してください。該当者が見当たらないものにつき、その分を返送します。

【お問い合わせ先】 春日井市市民生活部市民課 ☎0568-85-6136

（お問い合わせ時間は平日 8 時半～17 時です。また、定額小為替についてはお近くの郵便局へお問い合わせください。）